上富田町告示第　１３８　号

下記規則を公布する。

令和８年　９月１８日
上富田町長　奥田　　誠

記

１．上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（令和８年　９月１８日
規　則　第　２４　号）

（上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

5　条例別表第1の5の項事務の欄の規則で定めるものは、住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る情報の登録、更新、削除その他の住登外者に係る情報の管理に関する事務（以下「住登外者宛名番号管理事務」という。）とする。

6　条例別表第1の6の項事務の欄の規則で定めるものは、住登外者宛名番号管理事務とする。

第3条第1項に次の1号を加える。

(6)　住登外者宛名番号管理事務　次に掲げる情報

ア　当該申請等に係る住登外者宛名番号管理機能により管理している住登外者に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）

第3条第2項に次の1号を加える。

(6)　住登外者宛名番号管理事務　次に掲げる情報

ア　当該申請等に係る住登外者宛名情報

第3条第3項に次の1号を加える。

(6)　住登外者宛名番号管理事務　次に掲げる情報

ア　当該申請等に係る住登外者宛名情報

第3条第4項に次の1号を加える。

(4)　住登外者宛名番号管理事務　次に掲げる情報

ア　当該申請等に係る住登外者宛名情報

第3条に次の2項を加える。

5　条例別表第2の5の項事務の欄の規則で定めるものは、住登外者宛名番号管理事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、住登外者宛名情報とする。

6　条例別表第2の6の項事務の欄の規則で定めるものは、住登外者宛名番号管理事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、住登外者宛名情報とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。